

ピアホームだより

2022. 9. 10

虐待防止研修から

8月17日、埼玉県立大森田先生による、アドボケート会職員対象の虐待防止の研修を行いました。

これまで、東京都の研修を受けてきましたが、また、新たに考えさせられる視点がありますので掲載します。

虐待防止に関する法律制定の経緯

平成12年 児童虐待防止法

平成13年 DV法

平成17年 高齢者虐待防止法→高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

平成24年 障害者虐待防止法→障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

重要なポイントは、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する支援の視点が入っている点である。

虐待防止法のポイント

通報義務

虐待防止センターの設置

虐待の定義

身体的、性的、放棄・放置、経済的虐待が定義されている。

精神の分野では、放置や経済的虐待が発生しやすい。

罰を与えるためのものではない

虐待は、虐待者、被虐待者本人の自覚を問いません。

実態調査(令和2年厚生労働省)

起こりやすい場所として、障害者支援施設、グループホームなどの生活の場が挙げられている。

虐待者に若手・ベテランと経験年数h関係なく、責任ある立場の人の虐待も目立つ。

虐待発生の原因

支援の未熟さ、障害理解の欠如、回復しない疲労、チームワークの欠如(支援方針・方法の不統一)、

モチベーション低下(達成感の少なさ)、ストレスの蓄積(働く環境整備)、小さな不適切行為の積み重ね、

「その支援はおかしいと言えない」環境(風通しの悪さ)、親の施設依存の強さ、このようなことを背景に、最初は、些細なことでも徐々にエスカレートし重大な事故へ進む!

虐待をおこさないための基本姿勢

1 個人の尊重

2 プライバシーの保護

3 自己決定権

自己責任と裏腹な理念になり、一方でネグレクトに繋がらないようにすることだ大事。

4 財産権

我がホームは第3者機関を利用することを原則にしている。

5 市民権

選挙にも行けない現状をどう変えるべきかとの認識を持っている。

6 不服申し立てーオンブズマン制度など

倫理規定に基づく行動指針

1 差別の禁止

2 人権の尊重と対等な立場での支援、介護、援助ー身近な例として、行政文書は利用者の理解しやすい言葉や表現を使ってほしい。

今月の予定

9月17日:理事会